

～国民健康保険療養費支給申請について～

自費（10割）で医療費を支払った時

補装具・治療用眼鏡を作成した時

申請すると自己負担金額を除いた医療費が戻ってきます。

療養費の請求には時効(診療日の翌日から2年間)がありますので、お早めにお手続きください。

- ◆◇医科・歯科の申請に必要なもの ①
- ◆◇調剤薬局の申請に必要なもの ②③のいずれか1点
- ◆◇補装具・治療用眼鏡の申請に必要なもの ④
- ◆◇はり灸・マッサージの申請に必要なもの ⑤⑥

◆◆申請に必要なもの◆◆

- Ⓐ { 国民健康保険療養費支給申請書兼請求書
領収書（補装具の場合は内訳明細記載のもの）（原本）

- ① 診療報酬明細書（レセプト）
領収書と一緒に病院が発行する診療費請求明細書では病名の記載がないため申請できません
- ② 調剤報酬明細書（レセプト）
- ③ 調剤明細書（処方された全ての薬及び点数が記載されたもの）
- ④ 保険医による装具・装着証明書または指示書（原本）
靴型装具については当該装具の写真（詳細別紙）
- ⑤ 療養費支給申請書（はり・きゅう・マッサージ）
- ⑥ 施術同意書

※ 原本をご提出ください。

東京都国保連合会が審査をするため、支給には申請から約4ヶ月かかります。

振込口座は世帯主口座をご記入ください。